

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	2022年6月30日
【会社名】	株式会社テクノメディカ
【英訳名】	Techno Medica Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 實吉 政知
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市都筑区仲町台五丁目5番1号
【電話番号】	045(948)1961
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部長 津川 和人
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市都筑区仲町台五丁目5番1号
【電話番号】	045(948)1961
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理本部長 津川 和人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2022年6月28日開催の当社第35回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2022年6月28日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第4号議案まで） >

第1号議案 剰余金処分の件  
期末配当に関する事項  
当社普通株式1株につき金60円

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなるため、次のとおり定款を変更する。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設する。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設する。

株主総会資料の電子提供制度が導入されると、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除する。

上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設ける。なお、本附則は期日経過後に削除するものとする。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、實吉政知、武田真人、津川和人、中野靖の各氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件  
監査等委員である取締役として、松尾晋一、安酸庸祐の各氏を選任する。

< 株主提案（第5号議案） >

第5号議案 剰余金の処分の件  
1株当たりの配当額につき、118円から、本定時株主総会において当社取締役会が提案し、承認された当社株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には118円）とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	71,717	663	-	(注)1	可決 99.08
第2号議案	72,233	147	-	(注)2	可決 99.80
第3号議案					
實吉 政知	53,458	9,251	9,681	(注)3	可決 73.85
武田 真人	62,290	419	9,681		可決 86.05
津川 和人	62,113	596	9,681		可決 85.80
中野 靖	62,162	547	9,681		可決 85.87
第4号議案					
松尾 晋一	62,245	462	9,681	(注)3	可決 85.99
安酸 庸祐	62,267	440	9,681		可決 86.02
第5号議案	27,161	45,156	-	(注)1	否決 37.56

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日午後5時までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項が可決又は否決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

以上